

返戻金制度

第1条(返戻金)

乙の紹介により採用された求職者(以下「採用者」という)が、入社日から起算して下記期間内に自己都合により退職した場合、乙は甲に対し、甲が乙に支払った紹介手数料の一部を返戻するものとする。

退職日	返戻金額
入社後1か月以内	紹介手数料の100%
入社後2か月以内	紹介手数料の50%
入社後3か月を超えた場合	返戻なし

第2条(返戻対象外)

次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず返戻の対象外とする。

1. 甲の都合による解雇または雇用契約の解除
2. 労働条件が求人条件と著しく異なる場合
3. ハラスメント、職場環境等、甲の責に帰すべき事由による退職
4. 天災地変、疾病、事故等やむを得ない事情により就業継続が困難となった場合
5. その他、甲乙協議のうえ返戻対象外と認めた場合

第3条(返戻金の支払方法)

乙は、返戻が発生した場合、甲からの申し出を受けた後、請求書受領日または退職日から30日以内に、甲の指定する口座へ返戻金を振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。